

# 山 青 森 県 報

号外第八十一号

平成十四年八月七日(水曜日)

## 目 次

海区漁業調整委員会

東部海区管内におけるさけはえなわ漁業の操業の禁止……(事務局)：一

## 海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、さけを目的とするはえなわ漁業について、次のとおり操業を禁止する。

平成十四年八月七日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 新 田 常 雄

一 海域

青森県東部海区管内沖合海域

二 期間

平成十四年九月一日から平成十五年二月二十八日まで

三 対象者

総トン数十トン未満の動力漁船を使用して操業する者。ただし、青森県水産試験場の委託を受け調査目的をもって操業する者を除く。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭